
差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com は 山本悠基 <info@yamamoto-office.biz> の代理
送信日時: 2022年9月1日木曜日 8:51
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
件名: 埼玉県行政書士会東入間支部 (2022年県下一斉無料相談会)
添付ファイル: 令和4年度 県下一斉行政書士無料相談会 開催のご案内.pdf

各位

支部広報担当の山本です。

平素より無料相談会事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

10月8日(土)に開催いたします、県下一斉無料相談会に伴い、相談員を募集いたします。

添付文書にて、例年との変更点、実施要領をご確認の上、下記 URL からご応募いただきますようお願いいたします。

相談員募集 (9/30(金)まで)

<https://forms.gle/dx4c9yWdVMAzFs1H8>

また本件と関連しまして、連絡事項が2件ございます。

1. 別途、相談会運営委員の齊藤先生から「県下一斉相談会チラシの掲示協力者の募集案内」のメール配信がございます。掲示が可能な方は協力をお願いいたします。
2. 今後、(1)9月28日(水)三芳町相談会、(2)10月22日(土)富士見ふるさと祭り、(3)11月3日(木)ふじみ野市産業まつりにて相談会の開催予定がございますが、改めて後日ご案内させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

--

特定行政書士 情報処理安全確保支援士 やまもと経営法務事務所 山本 悠基

E-mail info@yamamoto-office.biz TEL 080-4178-2113

<http://www.yamamoto-office.biz/>

--

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。

このディスカッションをウェブ上で閲覧するには

https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/CACkOUEi9DBrpm3zrkFBqAVBE-nqiO%3Dw7%3DjMh886Ynp51hsnqqg%40mail.gmail.com にアクセスしてください。

令和4年9月1日

埼玉県行政書士会東入間支部
支部会員 各位

埼玉県行政書士会東入間支部
支部長 加藤 康弘
(公印省略)

令和4年度 県下一斉行政書士無料相談会 相談員募集のご案内

処暑の候、支部会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より県会及び支部事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も10月8日(土)に県下一斉行政書士無料相談会を開催することになりましたのでご案内いたします。

新型コロナウイルス感染症が世界中に拡散してから2年半以上経過しましたが、未だ終息する兆しはございません。このような状況におかれましては、様々な不安や悩みを抱えている地域住民の方々が多くいらっしゃるものと思われまます。そのため、地域住民の方々に本相談会をご利用いただき、各々が抱えている諸問題について解決の一助となることができると考えております。

引き続きこれまでの無料相談会と同様に、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら開催して参りたく存じます。支部会員の皆様にはご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

以下、本相談会の開催にあたり、①実施要領、②感染症対策の実施内容、③相談員の募集要項をご案内いたします。

併せて、相談員を募集いたしますので、相談員としてご協力いただける方は、下記をご一読の上、以下のURLからご応募いただきますようお願いいたします(応募期限は9月30日(金)までとさせていただきます)。

URL <https://forms.gle/dx4c9yWdVMAzFs1H8>

※なお、コロナ禍の状況により急遽中止となる場合もございますので、予めお含みおきください。

記

1. 令和4年度 県下一斉行政書士無料相談会 実施要領別紙のとおり。

2. 感染症対策の実施内容

(1) 事前予約制の採用（予約受付先：支部長事務所）

相談は、事前予約制を原則といたします。

ただし、当日の駆け込み相談もお断りせずに対応いたします。

(2) 相談員の体制を午前組・午後組に分散

相談員の体制を①午前組（10：00～13：00）、②午後組（13：00～16：00）の2グループに分けたうえで実施いたします。

なお、相談の対応は2人1組を基本としておりますが、相談内容や状況に応じて相談員を増員する場合がございます。

(3) 感染症対策に対する各相談員のご協力をお願い

これまでの無料相談会と同様に、①マスクの着用、②アルコール消毒、③検温、④クリアボードの設置、⑤換気、⑥飲食の自粛等の感染症対策を実施したうえで開催いたします。相談員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

3. 相談員の募集要項

(1) ①午前組、②午後組の2グループに分けたうえで、相談員としてご参加いただける方を募集いたします。当支部の会員であれば、どなたでもご参加いただけますので、ふるってご応募ください。（※①、②の両方ともご参加可能な方については、予約件数や相談員の参加状況に応じて調整させていただきます。）

①午前組（10：00～13：00） [※ 9：00集合～13：00終了]

②午後組（13：00～16：00） [※ 12：45集合～17：00解散]

※感染症対策の一環として、当支部では昼食の用意はございません。

午後に担当される相談員の方は、昼食をお済ませのうえお越しくください。

(2) 手当金2,000円（昼食手当含む）

（※終日参加となる場合、手当金3,000円）

【本相談会に関するお問い合わせ先】

企画業務部長 齊藤 保樹

TEL：090-6103-4580

メール：smile-support@ab.auone-net.jp

(別紙)

令和4年度 県下一斉行政書士無料相談会 実施要領

1. 日 時

令和4年10月8日(土) 10:00～16:00

①午前の相談員(10:00～13:00) [※ 9:00集合～13:00終了]

②午後の相談員(13:00～16:00) [※ 12:45集合～17:00解散]

2. 会 場

鶴瀬西交流センター 多目的ホール

〒354-0021

富士見市大字鶴馬3575番地1

電話：049-251-2791

東武東上線鶴瀬駅西口より徒歩7分

駐車場：16台(車椅子用1台を含む。3台は軽自動車専用)

※混雑が予想されますので、なるべく徒歩または自転車等でお越しください。

3. 相談員

東入間支部所属行政書士

4. 服 装

男性はネクタイを着用し、女性はラフなものや派手なものは避け、相談員として適切な服装を心掛けてください。

5. 会員証の表示

当日は、行政書士会会員証を入れたネームプレートホルダーを身に付けていただき、相談者が相談員の身分を確認できるようにしてください。

(※ネームプレートホルダーは百円ショップ等で販売されておりますので、各自で準備していただき、当日ご持参ください。)

6. 昼 食

当支部では昼食の用意はございません。

(※午後を担当される相談員は、昼食をお済ませのうえお越しください。)

7. 手 当 金

2,000円(昼食手当含む)

(※終日参加となる場合、手当金3,000円)

8. 相談員の組み合わせ・体制について

当支部の相談会は、支部会員が相談業務における実践経験を積むための貴重な場となっております。このような趣旨から、当日の相談員はできるだけ登録年数の浅い会員とベテランの会員が2人1組で対応するようにしております。

そのため、新規会員の先生におかれましては、相談業務の研鑽を積み、会員同士の交流を図るための場として積極的にご参加ください。

なお、1組の相談時間は、概ね1時間以内を目途としておりますが、相談者が十分に納得されることを目標といたします。

9. 相談員の遵守事項

- ① 相談に当たっては、行政書士としての品位を保持し、丁寧且つ的確な対応をしてください。もし、分からないことや判断の難しい相談があった場合には、他の相談員に応援を求めるなど適切に対応してください。
- ② 相談員は、当然のことながら、行政書士法、会則、規則及び法令を順守し、相談内容等知り得た相談者の秘密を外部に漏らさないようにしてください（守秘義務厳守）。

- ③ 他士業務に係る相談については、相談内容によって関係する範囲で最小限の説明にとどめ、詳細は他士業等にご相談されるよう勧めてください。

例：相続税について……基礎控除の範囲や特例等について説明することは構いませんが、相続税の中身に踏み込まないように気を付けてください。（具体的な相続税額等については、税理士や税務署等にご相談されるよう勧めてください）。

- ④ 行政書士の報酬相場を尋ねられたときは、標準報酬がないゆえに個々の行政書士の算定に拠る旨説明してください。
- ⑤ 相談にあたっては、営業活動・仕事の誘因行為と目されるような行為は行わないでください。ただし、相談者より所望されたときは、名刺をお渡しして構いません。
- ⑥ 仕事の依頼を受けた場合、個々の行政書士との間で委任契約を締結することになる旨丁寧に説明していただき、当日の会場では受任せず、日を改めて各自の事務所等において個々に委任契約を締結してください。
- ⑦ 相談終了後、相談員は、相談票に所定の事項（氏名、相談内容、対応等）を記入し、受付係に提出してください。
- ⑧ 相談会場では、お手持ちの携帯電話・スマートフォン等をマナーモードに設定してください。
- ⑨ 相談員は、マスクを着用し、適宜アルコール消毒等の感染症対策に配慮しながらご参加ください。

※当日は、各自検温してからご参加ください。

万が一、発熱等体調に不安があるときは、下記連絡先までご連絡ください。

【本相談会に関するお問い合わせ先】

齊藤 保樹（090-6103-4580）